

議案第 9 号

伊賀南部環境衛生組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

伊賀南部環境衛生組合職員の分限に関する条例（昭和47年条例第9号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年10月16日提出

伊賀南部環境衛生組合 管理者 亀井利克

理 由

地方公務員法の一部改正により、職員の欠格事由から成年被後見人又は被保佐人であることが削除されたことに伴い、引用条文の号ずれが生じる規定について、所要の改正を行おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

伊賀南部環境衛生組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例  
伊賀南部環境衛生組合職員の分限に関する条例（昭和47年条例第9号）の一部を次の  
ように改正する。

第9条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。